

ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSE の万全な対策を求める 意見書

日本政府は昨年 12 月 12 日に、アメリカ・カナダ産牛肉の輸入再開を決定し、輸入が始まりました。しかし、1 月 20 日にアメリカから輸入された牛肉に SRM（特定危険部位）の脊柱が混入していたことが発見されました。

私たちは、米国産牛肉の拙速な輸入再々開を行わないことや、国民の食の安全を守るため BSE への万全な対策を求めます。

つきましては、下記事項の実現に向けて強力な働きかけをお願い致します。

記

1 米国産の牛肉等に対する BSE 対策について、次のような問題点があることから、これらに対する改善措置が明確にならない段階での拙速な輸入再々開を行わないよう求めます。

米国産では、と畜される牛で BSE 検査を行っているのは極めて少ないこと。

生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢の判定が正確に出来ず、目視による骨化や肉質の状況での月齢判定では誤差を生じさせること。

SRM の除去では、日本はすべての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、米国は 30 ヶ月齢以上の牛に限られていること。

米国では除去された SRM は処分されず、肉骨粉の原料とされ、豚や鶏の飼料として流通している。このため、飼料の製造段階での混入・交差汚染や、給餌時に誤って牛に与える危険性があること。

2 国内の BSE 対策について、次の点を求めます。

アメリカ・カナダ産の牛肉等の再評価を行うこと。その際には日本で実施されている BSE 対策である、全頭検査、トレーサビリティ、全頭からの SRM の除去、肉骨粉の使用禁止を基準に評価すること。

輸入時の検査体制を強化し、最大限の検査を行うこと。

消費者の選択権を確保し食の安全を実現するため、牛肉を使用した外食、中食、加工品等すべてに原料原産地表示を義務化すること。

これらの点が確認されるまでの間は、輸入再々開を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年6月15日

名取市議会議長 大友 廣 嗣

内閣総理大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿
厚生労働大臣 殿
農林水産大臣 殿
食品安全担当大臣 殿